

公認審判員規定

第1条 (目的)

本委員会は、バレーボール競技における審判員判定に、適正と統一を
きするため、審判員を公認し、これを登録する。沼津市バレーボール協
会が主催・主管または後援する各種競技会の審判は、原則として本委
員会が公認する審判員（記録員）が、その任にあたる。

第2条 (審判員の資格)

本会の公認審判員の資格は次の通りとする。

(1) 名誉審判員

本会の活動に顕著な功績があり後進の指導、助言を行える

(2) 市公認審判員（18歳～65歳）

競技規則に精通し、本会が主催・主管する各種競技会の決勝審判をす
ることのできる優勝な技量を持ったもの。

(3) 市公認記録員

競技規則に精通し、本会が主催・主管する各種競技会の記録員をする
今後、審判員資格を取得しようとする意欲のあるもの。

(4) 日本協会公認審判員及び県公認審判員

競技規則に精通し、本会が主催・主管する各種競技会の決勝審判をす
ることのできる優勝な技量を持ったもの。ただし、市協会審判部へ所
属するもの。

(第3条 (認定の方法))

本会の公認審判員の資格認定は次の通りとする。

(1) 名誉審判員

本会の活動に顕著な功績があり三役会にて審査の上、認定する。

(2) 市公認審判員

本会の活動実績や年1回の悉階研修に受講する。

市協会主催の公認審判員資格取得（講義）・実技）を受講したもの。

(3) 市公認審判員記録員

市協会主催の公認審判記録員資格取得を受講したものに公認資格を与
える。

第4条 (名誉審判員推薦基準)

(1) 本会の活動実績があり、に顕著な功績があったもの。

(2) 市公認審判員として活動が顕著なもので65歳に達したもの。

第5条 (活動)

(1) 資格認定されたものは、市協会主催・主管する大会において審判員
として活動をすることができる。

(2) 活動を行う時は、指定の服装及び公認資格証を身につけて活動す
る。

第6条 (任期)

審判員の任期は、次の通りとする。

名誉審判員	終身とする
市公認審判員	4年間とし、毎年悉階研修参加と審判活動実績を本会が審査し、更新する。
市記録員	3年間とし、記録員活動実績を本会が審査し、更新する。

第7条 (審判員の義務)

- (1) 市協会より審判委嘱を受けた場合、特別の理由がある場合を除いて、その任に当たる義務を持つものとする。
- (2) 審判員・記録員は、公正無私であって、適切な判断円滑な試合運行に努め、また常に体験を重ね、競技規則を研究し、競技者から信頼されるような人格の持ち主になるように努めなければならない。
- (3) 活動実績を毎年3月までに、報告しなければならない。

第8条 (解任)

公認審判員。記録員に次の事由が生じたときは解任する。

- (1) 自己の事由により辞任を申したとき。
- (2) 任期が満了し、更新が認められなかったとき。
- (3) 審判の委嘱を受けたにもかかわらず、特別な利用もなく委嘱された数の3分の1以上その任に当たらなかったとき。
- (4) その他不相当と認められる事由が生じたとき。

第9条 (規定の変更)

本規定の変更は、市協会三役会及び審判委員会三役の承認を必要とする。

この規定は、2021年(令和3年)4月1日より発効する。

第10条 (登録及び年会費)

- (1) 市名誉審判員 1,000円
- (2) 市公認審判員 1,000円
- (3) 市公認記録員 1,000円 (3年に1度の研修会徴収)

*途中退会は、返金しない。

*ワッペン等返却する。

第11条 (部の構成)

- (1) 審判部・競技部・総務部に所属する。